

指定出資法人の役員の選任（公募手続以外） に係る取扱いの変更について

令和 7 年 10 月

I 指定出資法人の役員の選任に係る取扱い（現行）

- 指定出資法人への人的関与については、指定出資法人評価等審議会において、令和5年12月に、今後の府の職員の状況等を踏まえ検討を行い、『人的関与のあり方に関する意見書』を取りまとめていただいた。
- 審議会の意見も踏まえ、府において、令和6年度末をもって人的関与ポストを廃止するとともに、令和7年度から、指定出資法人の役員の選任に関して、以下のとおり取り扱っている。

指定出資法人の役員の選任に係る取扱い（現行）

（1）府職員の派遣による選任

- 府の施策推進等の必要性から、法人の役員に府職員の派遣を行う場合は、審議会に意見を聴く
- 派遣している職員の引揚げを行う場合は、審議会に報告

（2）府職員の派遣以外の選任

【公募手続】

- 法人が役員の選任に際して、府退職者等も役員候補者の選考対象に含めようとする場合は、公募手続により、その候補者を決定（法人が府退職者を選考対象から除外する場合、公募手続の義務付けはなく、選考方法は法人の判断による）

【公募手続以外】

- 以下の事由に該当する場合は、法人は公募手続によらず府退職者を役員候補者に決定することができる

<公募の例外事由>

- ① 公募を実施することが困難であることについて合理的な理由があり、府退職者を役員に就任させる必要があるとき
- ② 公募を実施したが応募がない場合で、府退職者を就任させることについて、客観的に合理的な理由があるとき
- ③ 役員の欠員その他緊急やむを得ない事情により、府退職者を暫定的に就任させるとき

- 法人が、上記の例外規定に基づき、公募手続によらず府退職者を選任する場合は、府と協議
 - ・ 例外事由①に該当する場合で、協議の結果、府が同意しようとするときは、審議会の意見を聴く
 - ・ 例外事由②～③に該当する場合で、協議の結果、府が同意したときは、審議会に報告

2 令和6年度 指定出資法人の役員の選任（公募手続以外）に関する審議・意見

- 令和6年度の審議会において、「（公財）大阪国際平和センター業務執行理事」及び「（公財）西成労働福祉センター代表理事」を公募手続きによらず選任することについて審議いただいた。

（1）法人から協議のあった「公募手続きによらず役員を選任する理由（概要）」

【（公財）大阪国際平和センターの業務執行理事】

当該法人は、府市の共同事業として平和施策を実施するため、府市が共同出資して設立した財団であり、ピースおおさかを運営している。当該役員は、法人運営の実質的な責任者で、特定の価値観・歴史観に偏らず、中立的かつ公正な判断を行う資質等が求められるが、バランスのとれた価値観・歴史観や、事業運営の「中立性・公正性」を確保する資質については、公募手続きによって判定することが困難等であることから、例外事由①に該当するため、公募手続きによらず府退職者を選任するもの。

【（公財）西成労働福祉センターの代表理事】

当該法人は、あいりん地域における労働者の雇用と生活の安定、労働福祉の向上を目的に設立され、現地特性から行政が直接実施することが困難な事業を実施している。当該役員は、地域を取り巻く環境変化等への対応も含め、行政機関や関係団体と連携し、行政的対応等を踏まえた意思決定・方針決定を行うことが求められる。特区構想における様々な大阪市の施策や活動拠点の移転等の法人を取り巻く環境変化への対応には関係機関との連携が不可欠であり、豊富な行政的知見が必要であるが、その資質を公募で判定することは困難等であることから、例外事由①に該当するため、公募手続きによらず府退職者を選任するもの。

（2）審議会の意見

- 公募を実施することが困難である合理的な理由が見当たらないという意見が一部あるものの、公募手続きによらず府退職者等を選任することについては、一定の妥当性があると考ええる。
- 当該ポストに公募手続きによらず府退職者等を就任させる理由については、特別な事情により例外的に生じたものではなく、恒常的なものであり、法人の事業や役員の職務及び求められる資質等に大きな変化がない限り、府退職者等を就任させる必要性は継続するものと考えられる。
- そのため、現行の取扱いでは、当該ポストにおける選任手続きの都度、本審議会からの意見聴取が必要となっているが、法人の役員に現職職員の派遣を行う場合と同様の取扱いとするなど、今後、手続きの見直しについて検討されたい。

審議会の意見を踏まえ、役員の選任（公募手続以外）に係る取扱いを変更

3 指定出資法人の役員の選任（公募手続以外）に係る取扱い（変更案）

現行

○ 以下の事由に該当する場合は、法人は公募手続によらず府退職者を役員候補者に決定することができる

＜公募の例外事由＞

- ①公募を実施することが困難であることについて合理的な理由があり、府退職者を役員に就任させる必要があるとき
- ②公募を実施したが応募がない場合で、府退職者を就任させることについて、客観的に合理的な理由があるとき
- ③役員の欠員その他緊急やむを得ない事情により、府退職者を暫定的に就任させるとき

- 法人が、上記の例外規定に基づき、公募手続によらず府退職者を選任する場合は、府と協議
- ・ 例外事由①に該当する場合で、協議の結果、府が同意しようとするときは、審議会の意見を聴く
 - ・ 例外事由②～③に該当する場合で、協議の結果、府が同意したときは、審議会に報告

変更案

○ 以下の事由に該当する場合は、法人は公募手続によらず府退職者を役員候補者に決定することができる

＜公募の例外事由＞

- ①**公募により選任すること**が困難であることについて合理的な理由があり、府退職者を役員に就任させる必要があるとき
- ②公募を実施したが応募がない場合で、府退職者を就任させることについて、客観的に合理的な理由があるとき
- ③役員の欠員その他緊急やむを得ない事情により、府退職者を暫定的に就任させるとき

○ 法人が、上記の例外規定に基づき、公募手続によらず府退職者を選任する場合は、以下の手続を実施

【例外事由①に該当する場合】

(1) 「ポスト」に関する府との協議及び審議会の意見聴取

- ・ 法人が、公募手続によらず府退職者を選任するポストについて、府と協議
- ・ 府が協議の内容に同意しようとするときは、審議会の意見を聴く

※府が同意したポストは、選任の都度、府との協議及び審議会の意見聴取は不要

※当該ポストについて、例外事由①に該当しなくなった場合は、府に報告及び審議会に報告

(2) 「就任予定者」に関する府との協議及び審議会への報告

- ・ 法人が、公募手続によらず(1)のポストに府退職者を選任する場合は、府と協議
- ・ 府が協議の内容に同意したときは、就任後、審議会に報告

※選任の都度、府との協議及び審議会に報告

【例外事由②～③に該当する場合】

- ・ 法人が、公募手続によらず府退職者を選任する場合は、府と協議
- ・ 府が協議の内容に同意したときは、就任後、審議会に報告

※選任の都度、府との協議及び審議会に報告

※令和8年4月1日から変更。なお、（公財）大阪国際平和センター業務執行理事及び（公財）西成労働福祉センター代表理事については、変更後に、例外事由①に該当する「ポスト」として、改めて府と協議を実施（審議会の意見聴取については、昨年度に実施済みのため省略）